

	目 標	具 体 策
1 地域包括支援センターの機能強化	・職員の経験年数に応じた研修計画や教育計画を立案し職員の育成に取り組む。	(1)新規職員の教育計画の作成と実施。 (2)職員の経験年数に応じた教育計画を作成する。 (3)職員別に研修履歴を記録し教育計画に役立てる。
	・ワンストップ相談窓口としての相談スキルの向上ができるように、個々の研修やケース検討を通じて相談業務のスキルアップを図る。	(1)研修会に参加し地域包括ケアシステムの深化、推進における地域包括支援センター(以下、包括センター)の役割が果たせるようになる。 (2)相談対応ケースは昼礼または終礼で報告し、三職で共有する。 (3)支援に悩んでいるケース・虐待ケースはホワイトボードを用いて支援方針の検討を行う。 (4)隔月振り返り検討会を実施する。
	・地域包括支援センターの機能の普及、啓発及び周知。	(1)包括便りを年2回発行し、地域サロン等で地域住民に向けた包括センターの周知や情報発信を行う。 (2)「高齢者が困ったときの連絡先」用紙や「高齢者の相談窓口シール」を訪問時や地域活動で配布する。また、近隣の病院に包括センターのチラシを配布し周知を行う。 (3)相談対応をzoomでも行えることを周知する。
	・権利擁護・高齢者虐待・成年後見制度について正しい知識を深め、普及啓発を行う。	(1)高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う。 ①包括センター内での情報共有と市との連携を行う。 ②虐待に対する正しい知識の普及、啓発のために、民生委員会、郷づくり協議会福祉部会連絡会、地域サロン等に講座の案内を行い、依頼があれば対応する。 ③福津市高齢者虐待対応マニュアルの改訂の際は市と協議する。 ④包括センター内で、やむを得ない事由による措置時は、包括センターのマニュアルに沿って対応を行う。 ⑤居宅介護支援事業所やサービス事業所、医療機関向けの研修を市と共同して開催する。 ⑥職員の個々のスキルアップのため、虐待研修に参加する。(市主催、社会福祉士会主催研修等) ⑦認知症高齢者捜してメール登録者から、虐待リスクの有無をスクリーニングする。 ⑧必要時、認知症地域支援推進員と共同して研修会を企画、開催する。 (2)職員の個々のスキルアップのため、成年後見制度の研修に参加する。(市主催、社会福祉士会主催等) (3)連携相談事業協定担当弁護士と必要時連携し、総合相談対応の向上を行う。

	目 標	具 体 策
2 介護予防及び自立支援・重度化防止	・自立支援型地域ケア会議の事務局機能、コーディネーターの役割を担う。	(1)市と役割分担を行い、会議が円滑に開催できるようにする。 (2)意見交換会での各専門職の意見を会議の運営に反映する。 (3)主任介護専門員以外に、センター長および三職種がコーディネーターの役割を担うようにする。 (4)コーディネーター研修の案内があった際に参加する。
	・介護予防・日常生活支援総合事業推進に向けたケアマネジメントスキルアップ、関係機関との協力、利用者への説明と理解を得る。	(1)通所型、訪問型サービスC、訪問型サービスDの受託事業所とサービスが円滑に進むように連携し、効果的な事業実施を支援する。 (2)マネジメントスキルアップのための内部勉強会の実施。 (3)対象者には、市が作成したチラシを使用して説明を実施し自立支援の考え方の理解を得る。 (4)訪問型サービスBの対象者に、円滑に案内ができるように、包括センター内で情報の共有と理解を得られるようにする。 (5)地域巡回による検診や健康増進室での生活改善が必要な方に、必要な支援に繋げ改善に向けた支援を行う。
	・講座等を活用し、地域住民に自立支援、自助・互助等についての周知啓発を実施する。	(1)通所型および訪問型サービスC終了者に介護予防手帳の配布と利用方法の説明を行うことで自立支援を促す。 (2)介護保険卒業者で包括センター職員が手帳の活用が望まれると判断した方、介護予防教室、サロン等の地域活動団体の参加者に介護予防手帳の配布と利用方法の説明を行う。 (3)包括センター職員へ配布対象者の周知と手帳の内容を見直して修正した際の報告を行う。また、終礼で介護予防手帳配布者の確認を行い、手帳を配布することへの意識づけを行う。 (4)手帳配布者の台帳管理を行う。 (5)アンケートを実施し、ニーズを把握し介護予防手帳の内容等の見直しを行う。
3 ケアマネジメント支援	・地域ケア会議を開催し、介護支援専門員に対するケアマネジメントの支援を行う。	(1)ポイント集の更新に際し、助言者には事前にデータを配布して更新内容の確認を行い、意見交換会にて集約する。(新) (2)更新したポイント集をケアマネジャーに配布し、活用状況についてアンケートをとる。(新)
	・定期的に居宅介護支援事業所、施設ケアマネと情報交換や勉強会を開催する。	(1)居宅介護支援事業所や小規模多機能型施設等のケアマネジメントのスキルアップ、情報共有、各事業所間の顔の見える関係作りを支援する為、運営委員と協力しながらふくふくネットワークの開催をサポートする。 (2)主任ケアマネ会の運営をサポートし、主任ケアマネ同士の関係作りや資質向上、地域における役割が果たせるよう支援する。 (3)施設ケアマネ会にて横の繋がりを広げ、各施設の特性をお互いに理解しながら、情報共有やスキルアップが行えるよう、施設ケアマネ会の開催をサポートする。

	目 標	具 体 策
	・多職種が集う勉強会に参加し、関係機関に効果的な介護予防に対する理解を深めてもらう。	(1)多職種が集う勉強会に積極的に参加する。
4 地域ケア会議	・地域課題を抽出し、市が必要に応じて開催する地域ケア推進会議に参加し、課題の解決を図る。	(1)地域ケア個別会議や総合相談等から抽出された課題を、必要に応じて地域ケア推進会議にて解決に向けた検討を行う。 (2)市と連携して地域ケア個別会議の周知を行う。
	・地域ケア個別会議の内容について居宅介護支援事業所に説明を行い、困難事例の検討を出来るようにする。	(1)ふくふくネットワークにて、地域ケア個別会議の説明や啓発を行い、開催しやすい環境作りを行う。また、居宅介護支援事業所から開催に向けた相談がしやすい関係性を構築していく。開催時は地域との関係構築等の個別ネットワークが構築できるよう支援を行う。
5 在宅医療・介護連携	・在宅医療連携拠点事業で集約された社会資源情報を地域ケア会議やふくふくネットワークを通じてケアマネジャーの活用が進むように働きかけを行う。	(1)多職種連携会議、地域リーダー会議に出席し、多職種同士の繋がりを築けるようにしていく。 (2)ふくふくネットワークより選出した多職種連携会議の委員の支援を行い、会議内容を居宅介護支援事業所や小規模多機能型施設のケアマネジャーに伝達し、医療介護連携の推進を図る。 (3)新規事業所に対して、むーみんネットの情報提供を行う。また、むーみんネットについての問い合わせがあった場合は当該事業所に繋ぐ。
	・住み慣れた地域での継続した生活が行えるよう、在宅医療・介護保険サービス事業所と連携し切れ目ない体制作りの支援を行う。	(1)むーみんネットと連携し、定期的に情報共有を図れる体制を整える。 (2)多職種連携会議に参加し、各職種と共に体制作りを行う。 (3)むーみんネットが主催している入退院支援時の連携に関する研修の企画に協力する。
	・多職種連携研修などに主体的に参加し、多職種同士の顔の見える関係を築けるよう協力する。	(1)多職種連携会議や地域リーダー会議に出席する。 (2)地区リーダー研修に出席する。

	目 標	具 体 策
6 地域との連携	・協議体への参加等を通じて地域の特性と課題を明確にし、社会福祉協議会、生活支援コーディネーターと連携し、課題解決に向けた取り組みを行う。	(1) 個別ケースを通じて、必要時には社会福祉協議会と情報共有および提供、同行訪問等の連携を行って対応する。 (2) 総合事業や総合相談、地域活動への参加等から抽出される地域課題を、その解決に向けて、生活支援コーディネーターおよび社会福祉協議会と連携を図る。 (3) 民生委員ブロック会議に出席し、地域の特性や現状、課題を把握する。 (4) 新規相談の分析を行い、課題の抽出および解決を検討する。 (5) 協議体開催時には出席し、生活支援コーディネーターや社会福祉協議会と協力して、課題解決に向けて取り組む。また、地域活動団体や地域住民等との顔の見える関係を築き、必要時には連携する。 (6) ふくふくネットワークや地域密着型サービス事業所連絡会「ふくつなぎ」、施設ケアマネ会等において協議体についてを周知し、当会への参加を促す。また開催時に案内をする。 (7) 生活支援コーディネーターと連携を行う。 (8) 出前講座一覧を毎年度に見直し、地域に周知する。 (9) 「福津市の地域資源」の作成において、市や社会福祉協議会と共同する。(新) (10) 地域(郷づくり等)に対して実態調査アンケートを行い、地域の現状や地域が抱えるニーズについて把握をしていく。(新)
	・社会福祉協議会と協力し、地域福祉活動計画の取り組みが進むよう連携する。	(1) 社会福祉協議会の各担当と協力し、地域の現状を共有することで地域課題の抽出や解決に向けて連携する。
	・郷づくり推進協議会の健康福祉分野の活動に協力する。	(1) 郷づくり推進協議会福祉部会に出席し、情報収集および情報提供を行う、必要に応じて協力する。
	・気になる高齢者や地域課題などについて協力して解決できるよう、地域活動団体と顔の見える関係を築く。	(1) 地域活動団体(おたがい様隊や3区サポートの会等)と、協議体や地域活動等を通じて相談しやすい関係性を作り、気になる高齢者の早期発見や地域課題の抽出が行えるようにする。
	・民生委員・児童委員と連携をとりながら、地域の実態把握に努める。	(1) 適宜民生委員・児童委員との連携を行う。
	・基幹相談支援センター・警察署・消防署・保健所・医療機関等の関係機関と連携する。	(1) 個別ケースの状況に応じて、基幹相談支援センター、警察、消防、保健所、地域の医療機関等と連携を図る。 (2) 必要時には地域ケア個別会議への出席を依頼する。
	・中核機関同士で連携し、協議会への参加等を通じて地域の権利擁護に関する課題解決に向けた取り組みを行う。	(1) 中核機関を中心とした協議会等での協議の場を通して、高齢者の権利擁護の支援を実施する。

	目 標	具 体 策
7 認知症施策	重点目標 ・本人・家族が集まれる場所づくりや地域への啓発。	認知症地域支援推進員と協働で実施 (1) 地域に向けて認知症カフェの目的を周知し、設置に向けての連携を図る。 (2) 認知症カフェの運営を実施する。 (3) 認知症カフェの運営支援の為に、カフェの運営者間で定期的に話し合いの会を企画する。 (4) 認知症介護家族の交流会を定期的に開催する。 (5) 認知症の人と家族の一体的支援プログラムを実施する。 (6) 認知症の人と家族の一体的支援プログラムの理解、啓発に向けて活動を行う。 (7) 認知症本人ミーティングを開催する。
	・認知症の正しい知識の普及・啓発。	認知症地域支援推進員と共同で実施 (1) 希望をかなえるヘルプカードの普及、啓発を行う。 (2) 認知症に関する講座を開催する。 (3) 事業所向け勉強会を開催する。 (4) DVDライブラリーを運営する。 (5) 各事業所が学びの場を得やすい媒体を検討する(新) (6) 福津市立図書館、カメラアステージ図書館にて認知症啓発のパネル展示等の催しを開催する。 (7) 地域サロンや出前講座、推進員企画の研修会、相談対応時に、ケアパスや市民向けチラシ等を説明、配布して情報提供を行う。(変更)
	・認知症疾患医療センターをはじめとした機関との連携を図り、認知症高齢者の早期発見・早期対応に努める	認知症地域支援推進員と共同で実施 (1) 地域からの認知症に関する相談を受け、適切な機関に繋ぐ。 (2) 居宅介護支援事業所とサービス事業所に、捜してメール、まもるくん、地域支え合い連絡カードの登録を促す。 (3) 認知症高齢者捜してメール登録者の情報を包括センター内で共有し、必要時に介入する。 (4) 虐待研修会を企画、開催する。 (5) 認知症疾患医療センターと連携する為、定期的な情報交換を行う。 (6) MCI(軽度認知障害)の早期発見の為、いきいき健康課、認知症医療センターと連携を図り、認知症初期集中支援チームでの関わりや適切な資源に繋げる。

	目 標	具 体 策
	・認知症の人を地域で支えるまちづくり事業に主体的に参加する。	認知症地域支援推進員と共同で実施 (1)蓮華草の活動に主体的に参加する。 (2)市が実施する認知症啓発イベントにコアメンバーとして参加する。 (3)地域ケア個別会議を開催し、認知症の方を地域で支える体制づくりを行う。 (4)市民や地域の企業等に「支えるから共に生きるへ～認知症サポーター養成講座～」の案内を行う。(講座名変更) (5)市民向け「支えるから共に生きるへ～認知症サポーター養成講座～」(年6回)。内、1回は若年性認知症サポーター養成講座を開催する。(講座名変更) (6)認知症サポーター養成講座終了後、ボランティア意向を示した人に学ぶ機会や活躍できる場を作る。 (7)「認知症ケアの知恵ぶくろ講座」を開催する。(講座名変更) (8)認知症啓発の取り組みを当事者および家族、地域、支援者に広報する。 (9)認知症サポーターフォローアップ講座(福津市のチームオレンジになろう講座)を開催し、活動の啓発を行う。(講座名変更) (10)企業や地域も福津市全体のチームオレンジとして捉え、それに向けた活動支援や調整を行う。 (11)地域住民に向けて、認知症高齢者捜してメール、まもるくん、地域支え合い連絡カードの登録を促す。 (12)若年性認知症の正しい知識を普及、啓発する。
	・市民後見人の活動に関するバックアップと必要時相談支援を行う。	(1)社会福祉協議会と連携し、市民後見人研修会の講師派遣依頼時に協力を行う。 (2)社会福祉協議会と連携し、市民後見人の活動状況や活動にあたって対応困難なケースがあれば、包括センターも同行して対応が出来る事を伝える。
	・成年後見制度の普及・啓発・活用のサポートを行う。	(1)成年後見制度の正しい知識の普及、啓発を行う ①成年後見制度に対する正しい知識の普及、啓発に向けて、民生委員会や郷づくり協議会福祉部会、地域サロン等に講座の案内を行い、依頼があれば対応する。 ②居宅介護支援事業所や介護サービス事業所、医療機関向けの研修会を市と共同して開催する。 (2)成年後見制度の活用促進を行う ①包括センターへの相談ケースで成年後見制度が必要なケースの場合は、随時対応する。 ②成年後見制度の利用が必要なケースでは、成年後見制度利用支援事業の活用を市と共に行う。 ③認知症高齢者捜してメール登録者から、成年後見制度の活用が必要なケースをスクリーニングする。

	目 標	具 体 策
	・認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員と連携し地域力強化に取り組む。	(1) 認知症地域支援推進員が自立支援型地域ケア会議に出席し、必要に応じて助言を行う。 (2) 地域ケア個別会議には、必要に応じて認知症地域支援推進員が出席する。 (3) 総合相談のケースは、必要に応じて認知症初期集中支援チームが対応するかを包括センター内部で協議し、適切に引き継ぎを行う。 (4) 認知症施策の具体策を実施することで地域力の向上に繋げる。
8 市との連携	・業務の進捗状況等必要に応じて報告を行う。	業務の進捗状況等において、必要な事項は市の担当職員に随時報告および相談を行う。
	・高齢者サービス課以外の部署とも必要に応じて連携を行う。	(1) いきいき健康課との連携 いきいき健康課が関わるケース(内、高齢者)で気になるケースについては、包括センターに相談して欲しいと依頼する。 (2) 福祉課との連携 ①生活保護、障がい者福祉、生活困窮担当と連携をとる。 ②生活保護利用者(包括センター対応の高齢者)や、今後、生活保護を受給するようになる可能性があるケースは、情報提供して支援に繋げる。 (3) 認知症高齢者の家族、ヤングケアラー等、家族介護支援において必要な部署と連携を図る。 (4) 福津市役所の各課の情報を把握して包括センター内で共有し、地域等より各課への問い合わせがあった際に担当課に繋げる。 (5) 消費生活相談との連携 ①消費生活相談に寄せられた相談内容から、認知症が疑われるケースの情報提供を依頼する。 ②包括センター内で対応したケースで消費者被害が疑われる場合は、消費生活相談に報告する。 ③ふっけいメールや消費者被害で気になるケースが発生した場合は連絡をもらい、民生委員や市内居宅介護支援事業所に注意喚起の連絡を行う。 ④3ヶ月に1度、消費生活相談と市内の消費生活情報を共有する。 ⑤消費者被害再発防止の為、民生委員等と協力体制をとる。 ⑥消費者被害に対する正しい知識の普及および啓発を行い、消費者被害防止の為に民生委員会や郷づくり協議会福祉部会へ講座の案内を行う。また、講座の依頼があれば対応する。 ⑦ 職員の個々のスキルアップの為、消費者被害に関する研修会に参加する。 (6) その他市の部署と必要時連携を行う。
	・災害及び感染症発生時は、市と情報共有し災害時情報マニュアルや感染症発生時の内規に沿って対応する。	災害および感染症発生時はBCPマニュアルに沿って対応を行う。また、関係部署と連携を図る。
9 公正性・中立性の確保	・定期的に自己評価を行い、介護保険運営協議会に報告する。	評価表に沿って自己評価を行う。